

# 岡山学院大学・岡山短期大学同窓会栄養士会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は岡山学院大学・岡山短期大学同窓会栄養士会と称する。
- 第2条 本会は本学を卒業した管理栄養士・栄養士、食物栄養学科の在学生及び教員が、栄養・食事指導にかかる科学と技術の情報を共有し、さらには卒業生、在学生、教員の親睦向上を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は事務局を岡山学院大学・岡山短期大学内におく。

## 第2章 会員組織

- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 岡山学院大学・岡山短期大学卒業生
  2. 教員会員 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科教員
  3. 学生会員 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科在学生
  4. 賛助会員 本会の目的を理解し、会長から承認を得た者
  5. 協賛企業 本会の目的を理解し、会長から承認を得た企業
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
1. 名誉会長 : 1名
  2. 会長 : 1名
  3. 運営委員 : 10～20名
  4. 監事 : 1名
- 第6条 役員選出については次のとおりとする。
1. 名誉会長は岡山学院大学・岡山短期大学学長とする。
  2. 会長は同窓会理事会において選出する。
  3. 運営委員は会員の中から会長が委嘱する。
  4. 監事は同窓会理事会において選出する。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は会務を統轄する。
  2. 運営委員は本会の業務を企画し運営する。(会計含む)
  3. 監事は本会業務及び財務状況を監査し、総会に報告する。
- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

## 第3章 同窓会栄養士会

第9条 同窓会栄養士会は年1回2月に開く。但し、必要ある場合はこの限りではない。

第10条 同窓会栄養士会は以下の事項を取扱う。

- (1) 「研究大会」の実施
- (2) 「会誌」の発行

第11条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第12条 会費及び援助会費は次のとおりとする。

1. 同窓会栄養士会の運営費として、正会員及び教員会員は会費1,000円を納め、学生会員は会費500円を納める。
2. 賛助会員は同窓会栄養士会の運営の援助会費として、一口あたり1,000円を納める。
3. 協賛企業は同窓会栄養士会の運営の援助会費として、一口あたり5,000円を納める。

#### **第4章 細則**

第13条 本会は準備会を毎月1回実施し、第10条の事項の運営方法や企画について検討する。

#### **第5章 改定**

第14条 本規定の改定は、同窓会理事会の議決を経て決定する。

#### **第6章 附則**

平成26年7月13日施行

平成28年4月1日改定

平成30年7月2日改定